

ぶかいさぎょうち一む ちいきせいかつ しげんせいび ぎじょうし 2がつ
部会作業チーム(地域生活の資源整備)議事要旨(2月)

1. 日時：平成23年2月15日(火) 14:25~17:00

2. 場所：厚生労働省低層棟2階講堂

3. 出席者

もりざちょう たけばたふくざちょう いしばしいん おおはまいん おのうえいいん さかもといいん
森座長、竹端副座長、石橋委員、大濱委員、尾上委員、坂本委員、
にしたきいいん ひがしがわいいん わたいいん
西滝委員、東川委員、渡井委員

4. 議事要旨

(1. 地域生活の基盤整備とは何か、また、その範囲をどのようにとらえるか?)

ちいきせいかつ きばんせいび すすめるうえ かだい じんざいかくほ ざいげんかくほ ちいき
・「地域生活の基盤整備」を進める上での課題は、人材確保や、財源確保、地域
りかい ネットワーク化。地方自治体において、必要な財源を伴いながら
の理解やネットワーク化。地方自治体において、必要な財源を伴いながら
けいかくてき すす ひつよう
計画的に進めることが必要。

ちいきせいかつ きばんせいび なか しょとくほしょう ふく かぞく しえん してん
・「地域生活の基盤整備」の中に所得保障も含まれる。また、家族への支援の視点
ひつよう
も必要。

ぎょうせい ささ い しゃかいてき うんどう
・行政のみが支えるということではなく、社会的な運動にしなければいけない。
きぎょうなど ごうりてきはいりょ うえ こうてき しえん いちづ
企業等の合理的配慮がまずあり、その上に公的な支援が位置付けられるのでは
ないか。

せいど たにま ひと ちいきしげん じんざい かくほ おお た おく
・制度の谷間にいる人がいるのは、地域資源と人材の確保が大きく立ち遅れている
げんいん おく ぶぶん かぞく ささ いまのじょうたい かいしょう
のが原因であり、その遅れている部分を家族が支えている今の状態を解消す
べき。

もう しゃ ぜんこく 2まんひと すく しちょうそんれべる じゅうぶん しえん う
・盲ろう者は、全国で2万人と少なく、市町村レベルでは十分な支援を受け
でき にんずう すく しょうがいなど とどうふけんれべる
ることが出来ないため、人数が少ない障害等については、都道府県レベルでの
しえん ひつよう
支援が必要。

けんりじょうやくだい19じょう のつ かんが きばんせいび
・権利条約第19条に則って考えるべきであり、基盤整備とは、どのように
せいかつ じぶん いし じぶん き
生活するのかを、自分の意志で、自分が決めることができるようにするというこ
ろである。

じゅうどほうもんかいご ちょうじかんかいご おこな さーびす ほうしゅうたんか
・重度訪問介護は、長時間介護を行うためのサービスであるが、報酬単価が
ひく じぎょうしょ かいごしょくいん すく じょうきょう じぎょうしょ
低かったこともあり、事業所・介護職員が少ない状況であり、事業所や
じんざい かくほ かだい
人材の確保が課題。

ちいきしゅけん い しちょうそん まか きのう くに きじゅん
・地域主権と言うことで、市町村に任せられても機能しない。国において基準は
つく
作るべき。

まとめ

- かぞくしえん にゆうしょせつ せいしんかびょういん しえん にしやたくいつ
①、家族支援、入所施設・精神科病院での支援という「二者択一」ではない、
だいさん せんたくし ちいきせいかつしえん かんが
第三の選択肢として地域生活支援を考える。
- しょうがいしゃけんりじょうやくだい19じょう たもの びょうどう せんたく じゅう ゆう
②、障害者権利条約第19条の「他の者と平等な選択の自由を有しつ
ちいきしゃかい せいかつ びょうどう けんり ぜんてい かんが
つ地域社会で生活する平等な権利」を前提に考える。
- とうじしゃ いけん もと しえん じりつ く しえん せいかつ しつ たか
③、当事者の意見に基づく支援、自立して暮らすための支援、生活の質を高める
しえん ほしょう なか ほか もの びょうどう じつげん
支援を保障する中で、他の者と平等を実現する。
- じつげん ちゅうしょうてきりねん とど もくひょう さだ きばん
④、①～③を実現するために、抽象的理念に留まらず、目標を定めて基盤
せいび ちゃくじつ すず
整備を着実に進める。

えふ おも しょうがい ちいきせいかつ かのう
(2. (1) F-3-1 どのように重い障害があっても地域生活が可能になるため
しちょうそん けんいきたんい み はあく しゃかいしげん そうしゅつ
に、市町村や圏域単位での「満たされないニーズ」の把握や社会資源の創出
ほうほう
方法はどうか?)

ちいきじりつしえんきょうぎかい かつせいか ちいきにーず てきかく はあく もと しゃかい
・地域自立支援協議会を活性化し、地域ニーズの的確な把握に基づく、社会
しげんそうしゅつなど ひつよう
資源創出等が必要。

じりつしえんきょうぎかい いいんたち じぶん どりよく そと み
・自立支援協議会の委員達も自分たちも努力しないといけないのに外から見て
しせい じりつしえんきょうぎかい やくわり しんとう くに
るだけという姿勢がある。自立支援協議会の役割が浸透していない。もっと国も

やくわり つた
役割を伝えていくべき。

じんてきしげん ざいげん ゆうげん かくとく ぐたいあん けんとう ひつよう
・人的資源と財源は有限であり、これを獲得するための具体案の検討が必要である。

じりつしえんきょうぎかい ちゅうしん ちいき ねっとわーく つく じゅうよう
・自立支援協議会を中心に地域でネットワークを作っていくことが重要。

もう しゃ しかくしょうがい ちょうかくしょうがい わくぐみ あ どくじ にーず
・盲ろう者は、視覚障害か聴覚障害の枠組に当てはめられ、独自のニーズ
はあく く もう しゃ じったいちょうさ けいき
が把握できていない。ある区で盲ろう者の実態調査をやったところ、それを契機に
はじ どうじしゃだんたい し かた とりくみ つう ひろ
初めて、当事者団体があることを知った方もいた。このような取組を通じて広め
ひつよう
ていくことも必要である。

しょうすう しょうがい そうだん わ そうだんないよう いりょう
・少数の障害は、どこに相談していいかわからない。また、相談内容は医療
ふく たき ぎょうせい まどぐち おうだんてき たいおう ぎもん けいけん
も含め多岐にわたるため、行政の窓口で横断的に対応できるか疑問。経験
そくだん かいけつ ばあい どうじしゃ だんたい
があるところに相談しないと解決しない場合がある。当事者の団体につながるよ
ねっとわーく つく だいじ
うネットワークを作っていくことが大事。

じゅうどほうもんかいご しきゅうけつてい う じぎょうしょ へるぱー み
・重度訪問介護について、支給決定を受けても事業所やヘルパーが見つからな
ばあい しちょうそん しきゅうけつてい じぎょうしょ へるぱー み
い場合と市町村は支給決定をしたいが、事業所やヘルパーが見つからないので
しきゅうけつてい ばあい
支給決定できない場合がある。

ぱーそなる あしすたんす つか にん おお にーずはあく ほうほう じゅうよう
・パーソナル・アシスタンスを使う人は多くないので、ニーズ把握の方法が重要。

にーずはあく どうじしゃだんたい かぞくだんたい で おお だんたい たい
・ニーズ把握は、当事者団体や家族団体から出てくることも多い。団体に対する
しえん しすてむ こうちく じゅうよう
支援のシステムをしっかりと構築していくことが重要である。

さいきん ふくじむしょ ひと へ いっぽう じむ ふ 3ねんていど いどう
・最近の福祉事務所は、人は減る一方、事務は増え、3年程度で異動するという
じょうきょう けーすわーかー こべつ ほうもん にーずはあく
状況で、ケースワーカーが個別に訪問するということがなくなり、ニーズ把握
ができなくなっている。

さいきん わか ひと ちゅうしん いんたーねっと ふきゅう だんたい あ かた
・最近では若い人を中心にインターネットが普及している。団体の在り方もこ
あ かんが
れに合わせて考えないといけないのではないか。

じりつしえんきょうぎかい けんりじょうやく もと せさく すいしんじょうきょう かん
 ・自立支援協議会には、権利条約で求められている、施策の推進状況に関
 ちょうさ おこな かんこく ていげん もにたりんぐてき きかん れんどう もと
 して調査を行い、勧告や提言につなげるモニタリング的な機関との運動も求
 められているのではないか。

しょうがいしゃだんたい こうれいか すず てきせつ にーず ひろ じょうきょう
 ・障害者団体は高齢化が進んでおり、適切なニーズが拾えるような状況で
 はないのではないか。

じちたい 民生委員がいて、次に学校、保育所、企業等、そして、特に手当
 ひつよう かた じりつしえんきょうぎかい れんけい ひ
 の必要な方には自立支援協議会と連携しながらやっているの、どこかで引
 かかるようになっている。

まとめ

- ①、相談支援については、相談支援・支給決定の作業チームで議論をしている。
 どうふけんれべる せんもんてき しえん だい1き ちいきせいかつしえんじぎょう じちたい
 また、都道府県レベルの専門的な支援は第1期の地域生活支援事業と自治体
 やくわり さぎょうちーむ いてい ぎろん おこな ぎろん ふ ちいき
 の役割の作業チームで一定の議論を行っている。その議論を踏まえ、地域の
 ネットワークづくりは重層的に構築すべき。
- ②、第二期の当チームは、ニーズを見つけて、サービスにつなげる方法、財源の仕組み、
 ちいき ネットワーク こうちく ろんてん かんが
 地域のネットワークの構築が論点であると考える。
- ③、地域自立支援協議会の活性化も重要。当事者団体からの情報提供
 ちいきじりつしえんきょうぎかい かつせいか じゅうよう とうじしゃだんたい じょうほうていきょう
 を受けながら、サービスが届いていない人を把握して、必要なサービスがどのよう
 う さーびす とど ひと はあく ひつよう さーびす
 なものなのか、を把握する必要がある。さらに地域自立支援協議会に、市町村
 はあく ひつよう ちいきじりつしえんきょうぎかい しちょうそん
 への提言といった機能をもたせること等や、また、権利条約でいわれている
 ていげん きのう など けんりじょうやく
 もにたりんぐてき きのう ひつようせいなど けんとう じゅうよう
 モニタリング的な機能の必要性等について検討することも重要である。

えふ じかんかいごさーびすなど ふく ちょうじかん ひつよう ひと
 (2.(2) F-3-2 24時間介護サービス等も含めた長時間介護が必要な人
 ひつようりょう きょうきゅう しちょうそん けんいきたんい しえんたいせい
 に必要量が供給されるために、市町村や圏域単位での支援体制はどの
 こうちく
 ように構築されるべきか?)

ちょうじかんかいご ていきょう あ じんざい ざいげん かくほ かない
 ・長時間介護の提供に当たっては、人材と財源の確保が課題である。

しょうがいしゃ ちいきせいかつ けいぞく かんけいきかん れんけい しえん
 ・障害者の地域生活を継続するにあたっては、関係機関の連携による支援

たいせい ひつよう
体制が必要。

ちいきせいかつ たんきにゆうしょ じゅうよう ちょうき にゆうしょ たんき
・地域生活のために、短期入所は重要であるが、長期の入所と短期
にゆうしょ あいだ ほうしゅう さ かだい
入所の間に報酬の差があるのが課題。

じかんかいご なに ぎろん ね かん かんが
・24時間介護とは何かを議論するべきである。寝ている間をどう考えるのか。

かいご かた よる ね にちちゅう かいごほうほう
・介護のやり方によって、夜はゆっくりと寝ていただける日中の介護方法もある
もんだい むずか かん
ようで、この問題はなかなか難しいと感じた。

ぎょうせい こうちよくてき たいおう おかね おかね つく せいど
・行政は硬直的な対応をするのではなく、お金がなければお金を作り、制度
せいど つく ひと ひと つく だいじ だんりよくてき おこな
がなければ制度を作り、人がいなければ人を作ることが大事。弾力的に行っ
ていくべきである。

ちょうじかんかいご ひつよう かた いりょうてきけあ ひつよう ほう おお じじつ
・長時間介護が必要な方には医療的ケアを必要とする方が多いのは事実。

ちょうじかんかいご いちぶぼらんていあ にな ぎろん せきにん むずか
・長時間介護を一部ボランティアで担うという議論があるが、責任がないので難
じゆんかいかいご はなし だれ かいご
しい。また、巡回介護の話もあるが、誰でもいればいいというのではなく、介護
もの し ぱーそなる かいじょしゃ むずか
する者をよく知っているパーソナルな介助者でないと難しい。

しえん ひつよう ひと ざいげん かくほ しえん ぎょうせい せきにん
・支援が必要な人には財源を確保して支援するのが行政の責任。

じかんしえん ようい し じゅうよう ねん お つ じつたい
・24時間支援を用意しているある市では、需要は2・3年で落ち着いたという実態も
いま すべ し じっし じっし たし
ある。今は全ての市がこれを実施しているわけではないので、実施すると、他市から
ちょうじかんかいご ひつよう かた りゅうにゆう かのうせい しく
長時間介護が必要な方が流入する可能性はあるが、きちんと仕組みを
つく えいきょう おお
作れば影響は大きくない。

けんりじょうやく じょう じつげん いちばんじゅうよう じつげん じかん
・権利条約の19条の実現が一番重要である。その実現のためには24時間
かいごたいせい もんだい ざいげん ふく しすてむ
介護体制をどうするかということが問題である。財源も含めてシステムを
ぎろん
議論すべき。

けんり せきにん い せいど つく じゅうよう
・権利や責任ばかり言うのではなく、制度をまず作ってみることが重要では
ないか。

- じゅうどしょうがいしゃ ほうもんかんご う えーえるえすかんじゃなど りょう い
 ・重度障害者は訪問看護を受けられない。ALS患者等が利用したいと言
 ことも断られる。

まとめ

- おも しょうがい ひと しょうがいしゃけんりじょうやくだい じょう た もの
 ①、どんなに重い障害がある人でも、障害者権利条約第19条の「他の者
 びょうどう せんたく じゆう ゆう ちいきしゃかい せいかつ びょうどう けんり
 と平等な選択の自由を有しつつ地域社会で生活する平等な権利」を
 じつげん もと
 実現することが求められる。
- ちようじかんかいご ひと しょうがいとくせい にーず いりょうてきけあ ひつようどなど
 ②、長時間介護も、その人の障害特性やニーズ、医療的ケアの必要度等に
 おう につちゆう かいご ひつよう ひと じかん ぱーそなる
 応じて、日中の介護のみが必要な人から、24時間のパーソナル・
 あしすたんす ひつよう ひと ひつよう かいごないよう さまざま
 アシスタンスが必要な人まで、必要とされる介護内容は様々である。ただ、
 おも しょうがい ひと す みたされるため
 どんなに重い障害がある人でも、またどこに住んでいても、①が満たされる為
 ひつよう かいごりょう ていきょう
 必要な介護量は提供されるべきである。
- み かくじん にーず おうじたしえん てきせつ とど ざいげん
 ③、①と②を満たし、各人のニーズに応じた支援が適切に届けられるために、財
 かくほ しえん ひつよう ぐたいてき ざいげんかくほ かた じかい
 源を確保して支援することが必要。その具体的な財源確保のあり方は、次回(3
 がつ さぎょうぶかい けんとうかだい ひつようりょうさてい ほうほう しきゅう
 月)の作業部会での検討課題とする。また、必要量査定の方法は、支給
 けつてい さぎょうちーむ けんとう
 決定の作業チームに検討をゆだねる。

- だいにき ぐたいてき けんとう ろんてん
 (3. 第二期で具体的に検討する論点
 こみゆにけーしょん いどうしえん ろうどうぎょうせい きょういくぎょうせい
 (1) コミュニケーション・移動支援については、労働行政や教育行政と
 かんけいせい じゅうぶん けんとう ひつよう せいどじょう じゅうふく しちょうそん
 の関係性を十分に検討する必要があるが、制度上の重複、市町村
 かくさ せいど りょう かん ふくし はんい ぐたいてき たいおう
 格差や制度の利用のしづらさに関しては、福祉の範囲で具体的にどこまで対応す
 ふく かんが
 るべきかも含めてどのように考えるか?)

- こみゆにけーしょんしえん いどうしえん ふかけつ ざいせいじょう かんてん ふくし
 ・コミュニケーション支援や移動支援は不可欠であるが、財政上の観点から、福祉
 たいおう はんい しゃかいぜんたい ぎろん ほか ふくし さーびす きんこう しつ
 で対応する範囲は、社会全体で議論し、他の福祉サービスと均衡を失しな
 はんい
 い範囲とすべき。

- とくべつしえんがっこう こうとうぶ つうがくほしょう だいがく つうがくほしょう き
 ・特別支援学校の高等部まで通学保障があるが、大学で通学保障が切れ

もんだい
てしまうのは問題。

つうきんしえん きぎょう い ふくし きぎょう はい のち きぎょう
・通勤支援については、企業に行くまでは福祉で、企業に入った後は企業でや
どうよう もんだい いりようきかんなど
るべき。同様の問題が医療機関等にもある。

こみゆにけーしょん いどうしえん きぎょう がっこうなど ごうりてきはいりよ
・コミュニケーション・移動支援は、まずは、企業や学校等で「合理的配慮」
ていきょう た ふくし まかな
として提供し、足りないところを福祉で賄うべき。

ざいげんてき こうてきぶんや すべ まかな むり ごうりてきはいりよ じんざいかくほ
・財源的に公的分野が全て賄うのは無理であり、合理的配慮、人材確保、
ざいげんかくほ ほうほう しんけん けんとう
財源確保の方法を真剣に検討すべき。

しょうがい せんもんか こみゆにけーしょんしえん おこな
・障害によって、どのような専門家がコミュニケーション支援を行うことがいい
せいり ひつよう かんけいしゃ いけんこうかん ば ひつよう
のか、整理が必要であり、関係者で意見交換をする場が必要。

こうじのうきのうしょうがい だいひょうれい しつごしょう きおくしょうがい
・高次脳機能障害の代表例である失語症や記憶障害についても、
こみゆにけーしょんしえん つーる かいはつ ひつよう
コミュニケーション支援のツールを開発することが必要である。

もう しゃ しゅうろう ばあい しょうがいしゃこようそくしんきょうかい じよせい しょくば
・盲ろう者が就労した場合、障害者雇用促進協会の助成で職場
かいじよしゃ きゅうよ いちぶ ほじよ つうきん しえん
介助者の給与の一部を補助してもらえるが、通勤についてはどこからも支援を
う
受けられない。

がっこう なか せんせい ほじよしゃ たいおう つうがくちゅう
・学校の中では先生や補助者に対応してもらえることがあるが、通学中の
しえん う
支援は受けられない。

つうやく かいじょいん けんそとはけん みと ばあい ちいき ぜんたい
・通訳・介助員の県外派遣を認めている場合とそうでない地域がある。全体の
はけんじかんすう そこあ はけんじぎょう るーる とういつ ちいきかんかくさ
派遣時間数を底上げし、派遣事業のルールを統一しなければ地域間格差の
もんだい かいけつ
問題は解決しない。

こみゆにけーしょんしえん ちいきせいかつしえんじぎょう こべつきゅうふ
・コミュニケーション支援は、地域生活支援事業ではなく、個別給付にすべきで
ある。

つうきん つうがく しえん しーむれす かいご ひつよう ざいげん
・通勤、通学が支援されないのはおかしい。シームレスな介護が必要である。財源
なん かたち ふくし まわ かんが
については、何らかの形で福祉に回るような仕組みを考えないといけない。

もう しゃ しょくば がっこう つうきん つうがく ふく つうやく かいじょいん
 ・ 盲ろう者の職場および学校（通勤や通学を含む）での通訳・介助員の
 はけん げんこう もう しゃむ つうやく かいじょいんはけんじぎょう せいど
 派遣については、現行の盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の制度では
 たいおう げんかい しょくば がっこう なか
 対応できないという限界がある。そのため、職場および学校の中だけでなく、
 つうきん つうがく ふく にちじょう ばめん つうやく かいじょいん はけん
 通勤や通学を含めた日常生活のあらゆる場面での通訳・介助員の派遣が
 しすてむ ひつよう ぱーそなる あしすたんすせいど うんよう ふく
 できるシステムが必要である。パーソナル・アシスタンス制度での運用も含めて
 けんとう
 検討したい。

まとめ

- いどうしえん こみゆにけーしょんしえん だいいちき ちいきせいかつしえんじぎょう みなお
 ①、移動支援・コミュニケーション支援は、第一期の「地域生活支援事業の見直
 じちたい やくわり さぎょうちーむ けんとう けっか ちいきせいかつしえん
 しと自治体の役割」作業チームで検討された結果である、「地域生活支援
 じぎょう じりつしえんきゅうふ ぎむてきけいひか ほうこくしょ
 事業ではなく自立支援給付・義務的経費化すべきである」、とする報告書
 ないよう そんちよう
 内容を尊重する。
- いどうしえん つうきん つうがく しーむれす しえん もと
 ②、移動支援については、通勤・通学などにおけるシームレスな支援が求められる。
- こみゆにけーしょんしえん しつごしょう きおくしょうがい おも げんご
 ③、コミュニケーション支援については、失語症や記憶障害などの重い言語
 しょうがい ひと たい ひつよう しえん けんとう
 障害のある人に対しても、必要な支援が検討されるべきである。
- 4 こみゆにけーしょん いどうしえん きぎょう がっこうなど ごうりてきはいりよ
 ④、コミュニケーション・移動支援は、企業や学校等で「合理的配慮」として
 ていきょう ぶぶん そうごうふくしほう なか にな ぶぶん ぜんてい
 提供できる部分と、総合福祉法の中で担う部分について、①～③を前提と
 うえ けんとう
 した上で検討すべきである。
- もう しゃ いどうしえん こみゆにけーしょんしえん いったいてき もと
 ⑤、盲ろう者は移動支援とコミュニケーション支援を一体的に求めている。これ
 おのおの べつ せいど げんかい ほんにん のぞ
 を各々別制度でつなぐことには限界があり、また本人が望む
 こみゆにけーしょんほうほう しゅうじゆく しえんしゃ こべつてき たいおう もと
 コミュニケーション方法に習熟した支援者による個別的な対応が求め
 げんざい つうやく かいじょいん はけんじぎょう ぱーそなる
 られる。よって、現在の通訳・介助員の派遣事業は、パーソナル・
 あしすたんすせいど うんよう でき けんとう
 アシスタンス制度での運用が出来ないか、を検討するべきである。

い じょう
 以 上